

## 宮崎市公共施設使用料の見直しに関する市民検討会設置要綱

## (設置)

第1条 受益者負担を原則とする統一的な公共施設使用料の設定を検討するため、宮崎市公共施設使用料の見直しに関する市民検討会（以下、「検討会」という。）を設置する。

## (役割)

第2条 検討会は、次に掲げる事項について意見を述べるものとする。

- (1) 公共施設使用料の統一的な見直しに関すること
- (2) 減額・免除制度の見直しに関すること
- (3) その他市長が必要と認める事項

## (組織)

第3条 検討会は、委員7人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が指名する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 施設管理、企業経営等の実務経験のある者
- (3) 関係機関、団体等の代表者又は推薦を受けた者

3 委員の任期は、検討会として市に対して報告書の提出を行うまでとする。

## (委員長及び副委員長)

第4条 検討会に委員長及び副委員長を各1人置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選とする。

3 委員長は、会務を掌理し、会議の議長となる。

4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

## (会議)

第5条 検討会は、市長が必要と認めたときに、委員を招集して開催する。

## (報告)

第6条 委員長は、協議が全て終了したときは、速やかにその内容を記載した報告書を市長に提出しなければならない。

## (関係者の出席)

第7条 検討会は、必要があると認めるときは関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

## (庶務)

第8条 検討会の庶務は、企画財政部都市戦略局都市戦略課において処理する。

## (委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、委員長が検討会に諮って定める。

## 附則

この要綱は、令和4年11月1日から施行する。